

議案第 74 号

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 23 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立公園条例（昭和 36 年板橋区条例第 12 号）の一部を  
次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1  
号を加える。

- (11) たばこ（たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号  
に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるも  
の及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。）  
を燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生さ  
せること。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公園内における行為の制限に係る事項を加えるほか、所要の規定整備  
をする必要がある。